



# 天空率による斜線制限の適用除外



## はじめに

2002年(平成14年)の建築基準法の改正において、斜線制限の適用除外制度として「天空率」が新たに導入されました。具体的には、採光・通風・日照について、斜線制限で確保されるものと同程度であると政令の基準から判断できる建築物には、各斜線制限を適用しないことになりました(図-1)。本稿では、当法人で取り扱っているほぼすべての建築確認検査課の案件で検討されている天空率について解説します。

〈斜線の高さ制限〉    〈天空率による斜線制限の適用除外〉

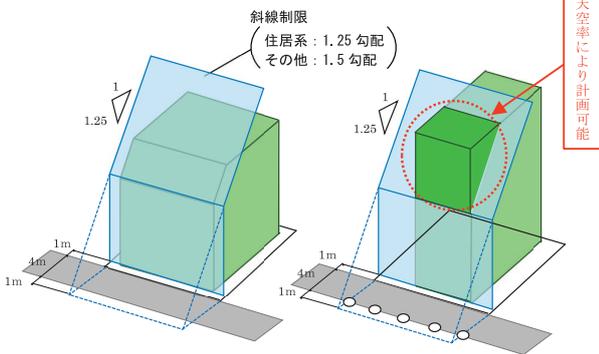


図-1 斜線の高さ制限 と 天空率による斜線制限の適用除外

## 天空率とは

天空率は、従来の道路斜線の考え方ではなく、建築物と空の比率で判断し、ある位置から建築物を見たときの全天に対する空の面積の比率を表しています。斜線制限は、図面だけで検討可能であるのに対して、天空率の計算は、手計算ではほぼ不可能です。天空率の計算は大変複雑なため、天空率計算に対応しているCADソフトや、専用の天空率解析ソフトを使って計算します。天空率を算定するには、視点の位置に仮想の半球を想定し、建築物を正射影して天空図を作成します(図-2)。天空図は、測定点(O)を中心に想定半球を考え、測定ポイント(O)と建築物頂点(G)を結び想定半球と交わる点(P)から水平投影面まで垂線を降ろした点(Q)が水平投影面(天空図)に投影される建築物高さとなります(図-3)。

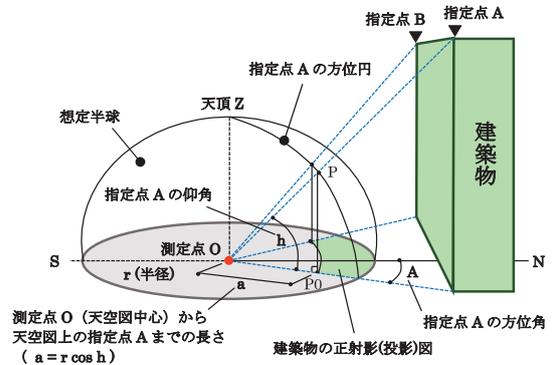


図-2 正射投影法による天空図の考え方

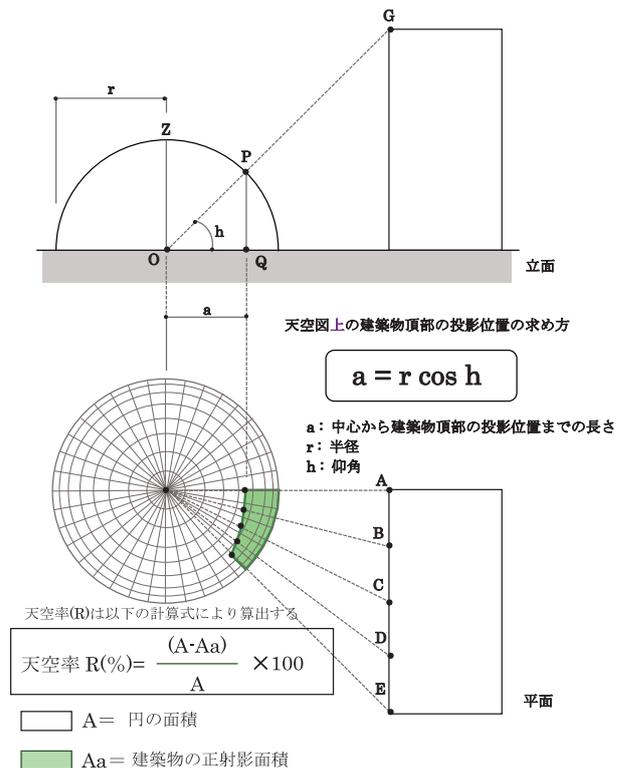


図-3 正射投影方法の天空図

## ■道路斜線制限における天空率の算定方法

(適合建築物と計画建築物を想定する)

適合建築物は、道路斜線を下まわる高さであれば任意で想定することができます(図-4)。

天空率のメリットを最大化するためには、道路斜線の限界まで適合建築物を想定する必要があり、以下の点に留意し想定します。

- ①道路斜線が適用される敷地範囲全体に適合建築物をつくる。
- ②「道路斜線適用距離」の範囲内で適合建築物をつくる。

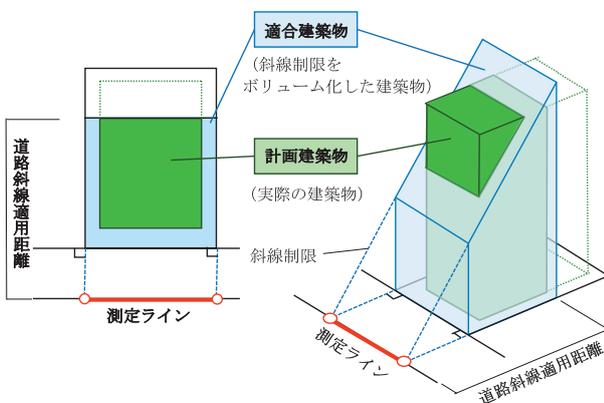


図-4 適合建築物と計画建築物

(測定点の取り方)

道路斜線制限における天空率は、位置(測定点)で天空率を計測します(図-5)。

- ①測定位置は道路の反対側の境界線上の位置に配置する。
- ②測定間隔は道路幅員の1/2以下で等間隔で配置する。
- ③測定高さは道路中心高さで計測する。

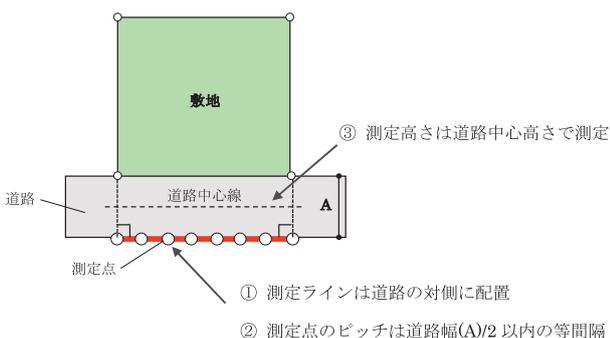


図-5 測定点と測定ライン(測定位置)

(合否判定)

天空率の検討の流れ

- ①道路斜線制限に適合する建築物(適合建築物)を想定する。
- ②設計中の建築物(計画建築物)を想定する。
- ③各測定点において適合建築物と計画建築物の天空率を比較する。
- ④「計画建築物の天空率(R2) ≥ 適合建築物の天空率(R1)」となれば斜線制限の適用除外となります(図-6)。

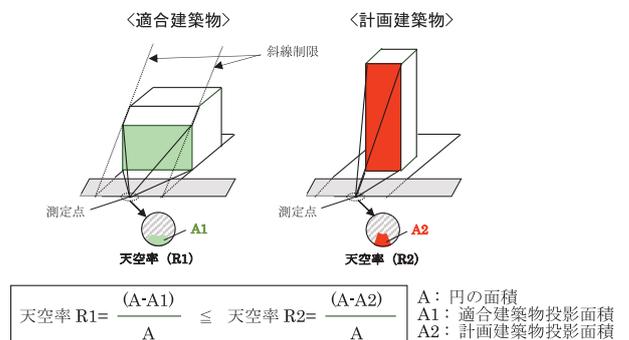


図-6 天空率の判断基準

## ■天空率の留意点

天空率による規制緩和は先ほども述べた通り、建築基準法56条の斜線規制について適用されるものです。つまり、対象となる規制は道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限の3つの制限です。

したがって、この建築基準法56条の3つの斜線制限以外の制限については適用除外です。たとえば、高度斜線規制、日影規制については天空率を用いた適用除外を行うことは出来ません。

## ■おわりに

今回は当法人で申請される確認申請で頻りに検討されている道路天空率について解説しました。

建築確認検査課では、天空率に限らず、建築基準法についての事前相談を随時行っていますので、下記まで問い合わせください。

## 【参考文献】

- 1) 改正建築基準法 天空率 生活環境研究所株式会社

## 問合せ先

建築確認評定センター 建築確認検査課  
〒540-0026 大阪市中央区内本町2-4-7  
大阪U2ビル5F  
Tel.06-6966-7565 Fax.06-6966-7680  
E-mail: kakunin@gbrc.or.jp